

令和8年度 独立行政法人地域医療機能推進機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「地域医療機構」という。）は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和8年度独立行政法人地域医療機能推進機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

- (1) 地域医療機構における令和7年度の契約状況は、表1のとおり、少額随意契約を除く契約件数の合計は3,369件、契約金額は1,227億円である。このうち、競争性のある契約は2,725件（80.9%）、1,118億円（91.2%）であり、競争性のない随意契約は644件（19.1%）、109億円（8.8%）となっている。

令和6年度と比較すると、競争性のない随意契約の件数は271件減少した一方で、契約金額は6億円増加した。件数が減少した主な要因としては、令和7年4月1日から国の少額随意契約の基準額が引き上げられたことに伴い、少額随意契約として整理される案件が増加したことが考えられる。

一方、契約金額が増加した主な要因としては、医療機器の更新及びシステム更新に伴い保守対象機器やシステムの範囲が拡大したことに加え、人件費や部品価格の上昇等の影響により、医療機器保守契約及びシステム保守契約に係る費用が増加したことによるものと考えられる。また、令和7年度においても、「契約状況一覧表」の作成を義務付けることにより各病院の契約状況を継続的に把握し、必要な改善指導を実施した。さらに、安易な随意契約を防止する観点から、各病院に設置された契約審査委員会による審議に加え、本部及び地区事務所による事前点検を実施し、契約事務の適正化及び競争性の確保に努めた。

表1 令和7年度の地域医療機構調達全体像

(単位：件、億円)

	令和6年度		令和7年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(78.8%) 3,397	(92.7%) 1,304	(80.9%) 2,725	(91.2%) 1,118	(2.1%) △672	(△1.5%) △186
企画競争・公募	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0
競争性のある契約（小計）	(78.8%) 3,397	(92.7%) 1,304	(80.9%) 2,725	(91.2%) 1,118	(2.1%) △672	(△1.5%) △186
競争性のない随意契約	(21.2%) 915	(7.3%) 103	(19.1%) 644	(8.8%) 109	(△2.1%) △271	(△1.5%) 6
合 計	(100%) 4,312	(100%) 1,407	(100%) 3,369	(100%) 1,227	(△21.9%) △943	(△12.8%) △180

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の（ ）書きは、令和7年度の対令和6年度伸率である。

(2) 地域医療機構における令和7年度の一者応札・応募の状況は、表2のとおり、契約件数365件（13.9%）、契約金額218億円（20.4%）となっている。前年度と比較すると、一者応札・応募による契約の件数及び金額はいずれも減少しており、件数は1.0ポイント、金額は5.3ポイント減少した。

一方で、派遣契約については、看護補助者、医療事務及びシステムエンジニア（SE）等の人材確保が困難な職種において、複数の派遣事業者へ参加を呼び掛けているものの、人材不足を背景として新規人材の確保が難しく、結果として一者応札・応募となる事例が見受けられた。

表2 令和7年度の地域医療機構の一者応札及び応募状況（単位：件、億円）

		令和6年度	令和7年度	比較増△減
2者以上	件数	2,796（85.1%）	2,263（86.1%）	△533（△1.0%）
	金額	944（74.3%）	850（79.6%）	△94（5.3%）
1者以下	件数	489（14.9%）	365（13.9%）	△124（ △1.0% ）
	金額	327（25.7%）	218（20.4%）	△109（ △5.3% ）
合 計	件数	3,285（100%）	2,628（100%）	△657（△20.0%）
	金額	1,271（100%）	1,068（100%）	△203（△16.0%）

（注1） 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

（注2） 合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った計数である。

（注3） 比較増△減の（ ）書きは、令和7年度の対令和6年度伸率である。

(3) 地域医療機構における令和7年度の契約類型別準備期間（契約締結から履行開始までの期間）の確保状況は、表3のとおりである。契約類型別準備期間を確保すべき2,984件のうち、2,722件（91.2%）において必要な期間を確保しており、令和6年度実績と比較すると全体に占める割合は1.7ポイント減少したものの、目標値である80%を上回る結果となった。

引き続き、適切な調達スケジュールの管理及び早期の契約手続の実施により、十分な準備期間の確保に努める。

表3 令和7年度の契約類型別準備期間達成率（単位：件）

契約類型		必要準備期間	件数	達成数	達成率
①	物品物流管理（SPD）の委託契約	6ヶ月以上	15	13	86.7%
②	売店・食堂事業の委託契約	6ヶ月以上	0	0	0.0%
③	院内の給食業務の委託契約	6ヶ月以上	16	10	62.5%
④	駐車場の管理業務の委託契約	6ヶ月以上	4	3	75.0%
⑤	院内保育所運営業務の委託契約	6ヶ月以上	10	8	80.0%
⑥	院内の清掃業務の委託契約	6ヶ月以上	17	15	88.2%
⑦	医療事務業務の委託契約	6ヶ月以上	31	22	71.0%
⑧	警備業務の委託契約	6ヶ月以上	18	16	88.9%
⑨	送迎・運転業務の委託契約	6ヶ月以上	11	11	100.0%
⑩	施設管理業務の委託契約	6ヶ月以上	12	9	75.0%

⑪ (ア)	①～⑩以外の役務で期間が1年を超える又は繰り返し行われる役務	年額 3,000 万以上	6ヶ月以上	121	88	72.7%
⑪ (イ)	①～⑩以外の役務で期間が1年を超える又は繰り返し行われる役務	年額 3,000 万未満	1ヶ月以上	628	577	91.9%
⑫ (ア)	①～⑪以外の役務に関する業務委託・工事・請負・売買・賃貸借	年額 1,000 万以上	1ヶ月以上	1,317	1,179	89.5%
⑫ (イ)	①～⑪以外の役務に関する業務委託・工事・請負・売買・賃貸借	年額 1,000 万未満	1週間以上	784	771	98.3%
合 計				<u>2,984</u>	<u>2,722</u>	<u>91.2%</u>

(4) 地域医療機構における公募型企画競争による契約の公告期間の確保状況は、表4のとおり、対象55件のうち54件(98.2%)において所定の公告期間を確保した。達成率は高い水準であったものの、1件について公告期間を確保できなかったことから、目標としていた全件達成には至らなかった。

引き続き、調達スケジュールの適切な管理及び契約手続の早期着手により、公告期間の確実な確保を図る。

表4 令和7年度の契約類型別公告期間達成率 (単位：件)

契約類型	必要 公告期間	件数	達成数	達成率
公募型企画競争	30日以上	<u>55</u>	<u>54</u>	<u>98.2%</u>

2. 重点的に取り組む分野（【 】は評価指標）

上記1の現状分析等を踏まえ総合的に検討した結果、令和7年度目標である契約類型別準備期間の確保については目標を達成した。一方、公募型企画競争による契約の公告期間の確保については、目標水準が高かったこともあり、一部未達成となった。

競争性のある契約については、応札業者が契約履行に向けた準備期間を十分に確保できるよう、令和8年度においても引き続き、応札業者の新規参入促進及び競争性の確保を目的として、契約類型別に契約締結から履行開始までの期間並びに公募型企画競争における公告期間の確保に取り組む。

そのため、本部及び地区事務所が連携し、契約案件ごとに進捗状況の確認及び必要な指導・助言を毎月実施することで、継続的なスケジュール管理を徹底し、適切な準備期間の確保を維持する。

また、契約事務適正化への取組を継続し、公正性・透明性を確保しつつ、調達の合理化及び競争性の向上を図る。

【契約類型別準備期間を確保した契約件数の割合が80%を上回るよう取り組む】

【公募型企画競争による契約の公告期間を確保した契約件数の割合を全て達成できるよう取り組む】

(1) 契約事務適正化への取り組み

- ① 随意契約によることができる事由の適用について厳格化を図る。
- ② 複数業者が応札することが可能か精査する。
- ③ 必要に応じて参加資格要件を緩和し中小企業が参加しやすくする。
- ④ 本部が取りまとめた医療機器等の調達実績やベンチマークシステムの市場調査結果等を参考に適切な予定価格を設定する。
- ⑤ 仕様書等の見直しなど工夫することにより契約金額が前回より低くなるよう努力する。
- ⑥ 会計規程第 52 条に規定するもの以外の競争性のない随意契約が生じないよう指導・徹底する。
- ⑦ 事前点検の強化を継続して実施する。
- ⑧ ワーク・ライフ・バランス等の推進企業等が参加しやすくする。

(2) 契約類型別準備期間（契約締結から履行開始までの期間）

- | | |
|--|-----------------|
| ① 物品物流管理（SPD）の委託契約 | （6 ヶ月以上） |
| ② 売店・食堂事業の委託契約 | （6 ヶ月以上） |
| ③ 院内の給食業務の委託契約 | （6 ヶ月以上） |
| ④ 駐車場の管理業務の委託契約 | （6 ヶ月以上） |
| ⑤ 院内保育所運営業務の委託契約 | （6 ヶ月以上） |
| ⑥ 院内の清掃業務の委託契約 | （6 ヶ月以上） |
| ⑦ 医療事務業務（健康管理センター業務を含む）の委託契約 | （6 ヶ月以上） |
| ⑧ 警備業務の委託契約 | （4 ヶ月以上） |
| ⑨ 送迎・運転業務の委託契約 | （4 ヶ月以上） |
| ⑩ 施設管理業務の委託契約 | （6 ヶ月以上） |
| ⑪ <u>検査システム項目単価課金方式の契約（FMS・POT サービス等）</u> | <u>（6 ヶ月以上）</u> |
| ⑫ ①～⑪以外の役務で次にあげるもの | |
| ・ 契約期間が 1 年を超える役務の提供 | |
| ・ 契約期間が 1 年を超えないものであっても繰り返し行われる役務の提供 | |
| （ア） 予定価格が年額 3,000 万円以上 | （6 ヶ月以上） |
| （イ） 予定価格が年額 3,000 万円未満 | （1 ヶ月以上） |
| ⑬ ①～⑫以外の役務の提供に関する業務の委託契約、並びに工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の賃借契約 | |
| （ア） 予定価格が年額 1,000 万円以上 | （1 ヶ月以上） |
| （イ） 予定価格が年額 1,000 万円未満 | （1 週間以上） |

(3) 契約類型別公告期間

- ① 公募型企画競争による契約（30 日以上）
- ② 上記以外の契約（10 日以上）

注：ただし、政府調達の対象となる契約については 40 日以上を確保する。

3. 政府全体で進められている諸施策に係る取組の推進

- (1) 「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」(令和8年4月6日「賃上げに向けた中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ」)及び「各府省庁等の契約における適切な価格転嫁の推進に向けた取組について」(令和7年12月16日府省庁等申し合わせ)を踏まえ、次に掲げる取組を推進する。

予定価格の積算においては、労務費・原材料費・エネルギーコスト等の市場における実勢価格を適切に反映する。また、契約期間中に需給動向や原材料費・エネルギーコスト等の実勢価格等に相当の変動が生じた場合には、必要に応じて適切な措置を講ずる。

低入札価格調査制度の運用について、必要な検討を進める。

- (2) PPP／PFI推進アクションプラン(令和8年改定版)(令和8年6月11日民間資金等活用事業推進会議決定)等を踏まえ、施設の整備・運営等の調達においては、PPP／PFI手法を含めた適切な調達方法を検討する。

4. 調達に関するガバナンスの徹底(【 】は評価指標)

- (1) 随意契約に関する内部統制の確立

各病院は随意契約を締結することとなる案件については、事前に各病院に設置されている契約審査委員会において、会計規程で定める「随意契約によることができる事由(会計規程第52条第5項の規定により随意契約によることができる場合を除く。)」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受け、病院の契約審査委員会で判断しがたい場合は、各地区事務所に意見を求め、その意見を踏まえ、再度、病院の契約審査委員会で点検を受けることとしており、更には、「契約状況一覧表」の作成により、年間の契約の予定について、契約内容、契約方式等、個別契約の妥当性等を本部において事前点検し、改善指導を実施するとともに、計画の実施状況等について、本部と地区事務所が連携してフォローアップする。

また、医療機器等に予見不可能な故障が生じ、診療業務等に重大な影響が生じ得る場合その他の非常緊急の場合において当該機器等を直ちに修理する必要がある場合等止むを得ないと認められる場合においても、各病院の契約審査委員会における審議を行うとともに、事前に本部・地区事務所に報告を行う。

【各病院等に設置されている契約審査委員会が適切に機能しているかどうかを、本部でモニタリングする。】

- (2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取り組み

地域医療機構では、これまで各病院等に設置された契約審査委員会において、調達内容等について事前チェックを行うとともに、調達後は、本部に設置された契約監視委員会により一者応札及び一者応募又は100%落札入札等の事後チェックを行っている。

契約監視委員会においては、業務監査の任にある監事とも連携し、各施設の調達状況について、その意見も踏まえて遺漏なきを期す。【監事意見等】

また、契約事務実務担当者等を対象として、毎年研修を行っている。

5. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

6. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、管理担当理事を総括責任者とし、運営支援部経理課を中心に調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者	管理担当理事
メンバー	運営支援部長、経理課長、調達契約係長

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準（随意契約、一者応札及び応募案件など）に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

(3) 内部監査による確認

前記2. 及び3. の取り組みが適切に実施されているか業務監査の任ある監事と連携して内部監査時に点検・指導を行う。

7. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、地域医療機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取り組みの追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。